

豊島区犯罪被害者等支援条例

区民の生命、身体及び財産の安全は、公共の福祉の根幹であり、豊かなコミュニティの基礎となるものである。誰もが平和を享受し、安心して暮らせるまちの実現は、全ての区民の願いである。

しかしながら、予期せぬ形で犯罪に巻き込まれ、被害者やその家族、遺族となった犯罪被害者等の中には、十分な支援を受けられず、孤立してしまう人々が存在する。

また、犯罪被害者等は、直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の健康障害、社会経済的な困難、周囲からの偏見や無理解に基づく心ない言動、さらにはインターネット等を通じた誹謗中傷^{ひぼうちゅうしょう}などによる二次被害にも苦しめられることがある。

このような状況にある犯罪被害者等が、住み慣れた地域社会において再び安心して日常生活を営むことができるようにするためには、区や地域、関係機関等が相互に連携し、年齢、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況、意見や価値観の違いなどにかかわらず、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援を継続的に提供することが必要である。

区民に身近な自治体として、豊島区が犯罪被害者等に寄り添い、日常生活を取り戻す力となるためには、犯罪被害者等の置かれている状況に対する理解を深め、地域全体で犯罪被害者等を支える体制を築いていくことが求められる。

ここに、豊島区は、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添い、誰も取り残すことなく、区民一人ひとりが幸せを感じ、あらゆるライフステージにおいて健康で自分らしく過ごせるまち、そして、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、豊島区（以下「区」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務・役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等が必要とする施策を推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害による様々な身体的・精神的な負担や社会生活上の困難等の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる

者として区長が認める者をいう。

(3) 区民区内に住所を有する者、区内に存する事業所若しくは事務所に勤務する者又は区内に存する学校に在学する者をいう。

(4) 事業者区内で事業活動を行う個人又は団体をいう。

(5) 再被害犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。

(6) 二次被害犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネット等による誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(7) 関係機関等国、東京都、警察、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者が受けた被害の特性及び原因、再被害及び二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速・公平に途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(区の責務)

第 4 条 区は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に係る施策を策定し、及び実施するものとする。

2 区は、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるものとし、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行うものとする。

(区民の役割)

第 5 条 区民は、第 3 条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、区及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力し、犯罪被害者等が地域

で孤立することがないよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、第 3 条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、その従業者が犯罪被害者等となった場合に必要な支援を行い、区及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(学校教育)

第 7 条 区は、学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校をいう。)において犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性、再被害及び二次被害の防止の重要性等について理解を深める教育が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等相談支援窓口の設置)

第 8 条 区は、犯罪等により害を被ったことにより直面している様々な問題について相談に応じる窓口を設置し、犯罪被害者等が安心して地域社会で暮らせるよう、犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第 9 条 区は、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等と連携して、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減のための支援に関すること。
- (2) 犯罪等に起因して日常生活又は社会生活を営むことが困難となった者に対する支援に関すること。
- (3) 犯罪等に起因する精神的な被害を早期に軽減し、又は回復するための支援に関すること。
- (4) 犯罪等に起因する法律問題の解決に向けた支援に関すること。
- (5) 犯罪等に起因して従前の住居に居住することが困難となった場合における支援に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める支援に関すること。

2 区は、区及び関係機関等が行う支援について犯罪被害者等が途切れることなく受け取ることができるよう関係機関等との連携及び協力を行うものとする。

3 区は、支援を行うことが社会通念上適切でないとき、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(犯罪被害者等の支援を行う人材の養成)

第10条 区は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材(以下「支援従事者」という。)を養成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(区民及び事業者への広報等)

第11条 区は、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性、再被害及び二次被害の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、区民及び事業者が理解を深めることができるよう広報及び啓発を行うものとする。

(犯罪等の予防)

第12条 区は、犯罪被害者等及び加害者を生まないまちづくりを推進し、犯罪等の予防につながる必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、地域、関係機関等、教育機関、事業者等が行う、見守り活動、防犯パトロール、講演会、児童・生徒等への教育啓発の充実その他の犯罪等を予防する活動に対し支援を行うものとする。

(個人情報の適切な管理)

第13条 区及び区の職員は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 区は、支援従事者(前項の職員を除く。)に対し、同項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。